

長井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5 年度	人 24,851	千円 21,996,251	千円 555,495	千円 2,592,937	% 11.8	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

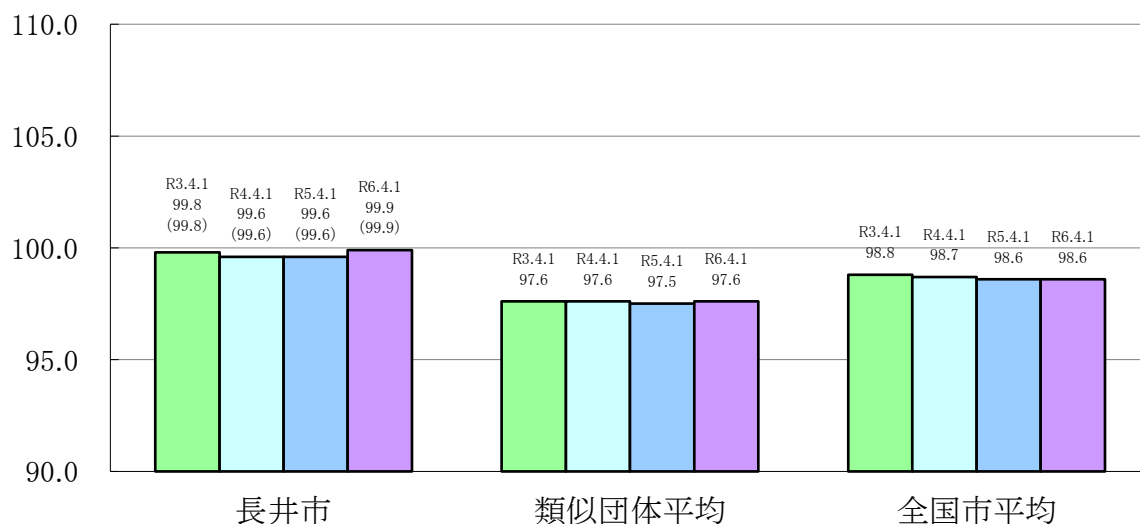
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 256	千円 963,465	千円 203,709	千円 364,945	千円 1,532,118	千円 5,985	千円 5,810

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況 ※長井市は人事委員会を設置していないため未記載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国、県の勧告を踏まえ、若年層で最大5,700円の引き上げ、高齢層では最大8,800円の引き下げとする。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準２０％に対し、長井市においても２０％を支給。

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成２７年４月１日時点は１８％、給与改定後は平成２７年４月に遡及し１８．５％、平成２８年４月１日から２０％を支給。

地域区分：東京都特別区

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成 27 年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
長井市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

地域区分：宮城県仙台市

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成 27 年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
長井市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長井市	40.3歳	308,900円	371,120円	338,767円
山形県	43.7歳	331,100円	404,415円	357,183円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	317,292円	376,472円	344,715円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長井市	54.3歳	13人	344,900円	372,739円	361,244円	—	—	—	—
うち用務員	54.8歳	10人	339,500円	358,540円	354,457円	用務員	49.1歳	244,800円	1.46
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	—	—	—	—
うちその他	*	*	*	*	*	—	—	—	—
山形県	53.8歳	422人	332,100円	369,700円	348,400円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	12人	294,304円	323,768円	305,233円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長井市	6,152,968円	—	—
うち用務員	5,981,080円	—	—
うち自動車運転手	*	*	—
うちその他	*	*	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和 3 年から令和 5 年の 3 ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		長 井 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高 校 卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	163,700 円	—
	中 学 卒	155,300 円	151,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

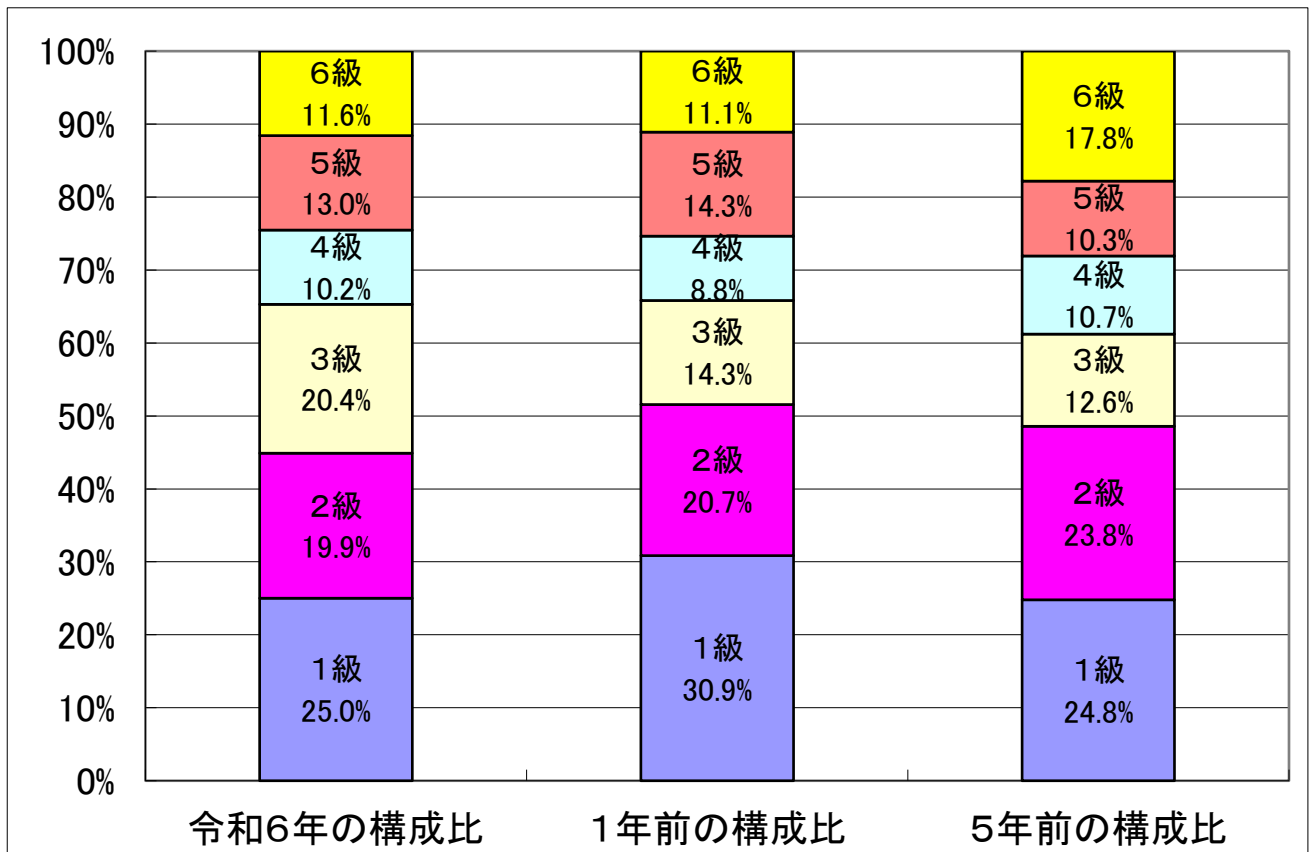
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	285,200 円	368,400 円	396,300 円	408,600 円
	高 校 卒	249,700 円	327,500 円	365,500 円	396,000 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	358,400 円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

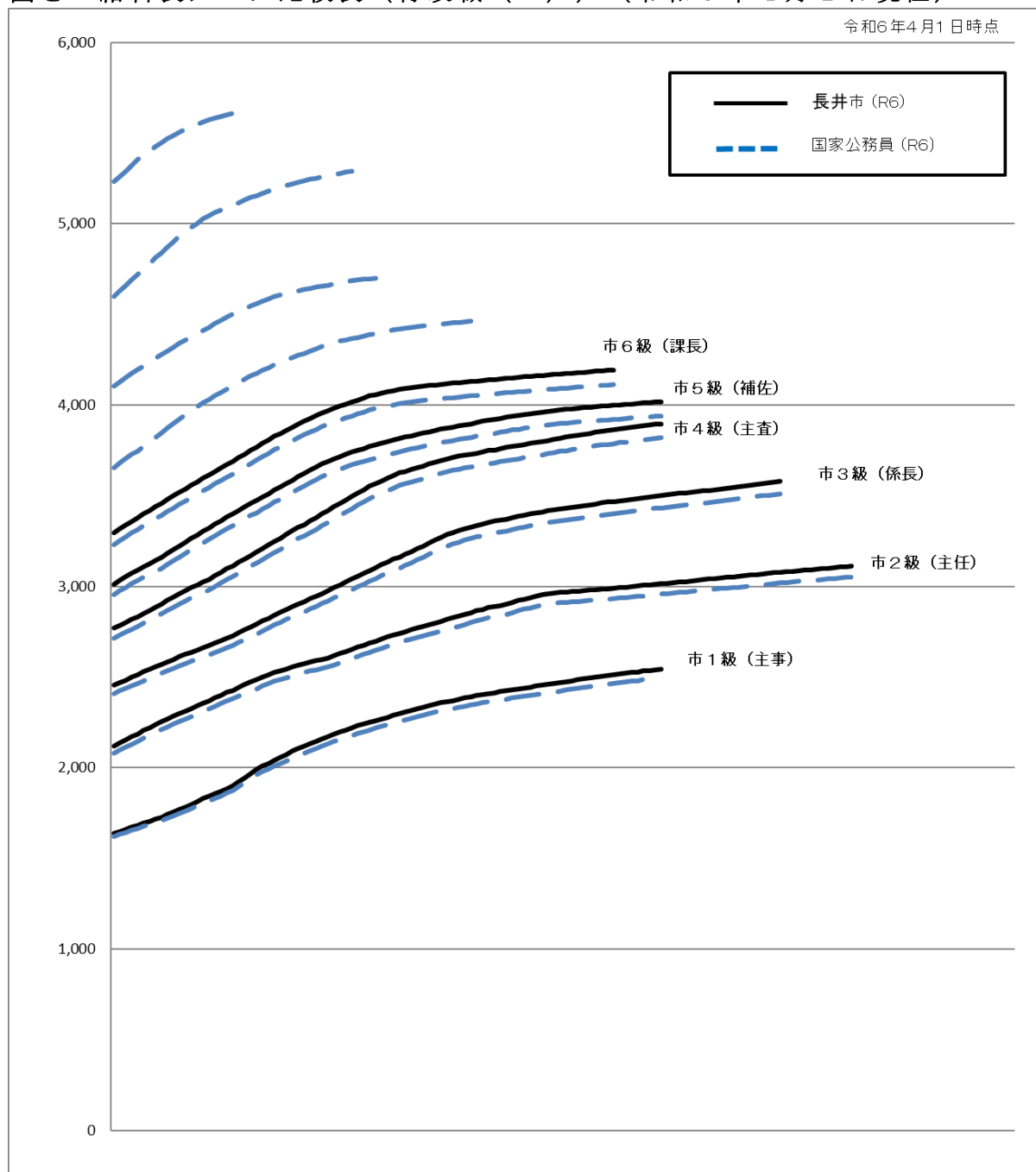
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	参与、参事、課長、主幹	25人	11.6%	329,400円	419,300円
5級	補佐	28人	13.0%	301,100円	401,800円
4級	主査	22人	10.2%	276,900円	389,600円
3級	係長	44人	20.4%	245,600円	357,900円
2級	主任	43人	19.9%	212,000円	311,200円
1級	主事、保健師、技師	54人	25.0%	163,700円	254,200円

- (注) 1 長井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長井市）

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和 8 年度中		令和 8 年度中	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 井 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,452 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,667 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長井市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年度中		令和9年度中	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

長 井 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 9,521千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		829 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		207,135円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
仙 台 市	6%	1人	6%
東 京 都 特 別 区	20%	3人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	99,340千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	552千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	122,704千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	580千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給される手当 ・ 配偶者、父母等 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円を加算	同じ	—	26,000 千円	242,986 円
住 居 手 当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・ 借家:家賃に応じた額 限度額 28,000円	異なる	支給対象の家賃額の下限 14,000円 (国16,000円)	16,443 千円	278,695 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・ 交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	異なる	【国の制度】 交通用具使用 限度額 31,600円	9,535 千円	72,233 円
単身赴任手当	公署に異にする異動等により転居し、配偶者	同じ	—	0千円	0 円

	と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 ・基準額 30,000円 ・距離区分に応じて加算 (月額最高 70,000円)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・職に応じた定額 83,000円、72,700円、62,300円、51,900円、41,500円、30,100円	異なる	参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	23,148 千円	771,600 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・勤務1時間当たりの給料額 $\times 135 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同じ	—	2,516 千円	167,717 円
夜間勤務手当	正規の労働時間として深夜に勤務した場合に支給 ・午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	0千円	0 円
寒冷地手当	寒冷の地に在勤する職員に支給される手当 ・職員の世帯区分に応じた定額 最高 17,800円	同じ	—	15,421 千円	64,253 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	920,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額 980,000 円 / 382,500 円
	副 市 区 町 村 長	695,000 円 ()	794,000 円 / 560,000 円
報 酬	議 長	435,000 円 ()	557,000 円 / 327,000 円
	副 議 長	385,000 円 ()	493,000 円 / 279,000 円
	議 員	360,000 円 ()	450,000 円 / 259,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)	
	副 市 区 町 村 長	3.35 月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.35 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	920,000円×在職月数×0.567 695,000円×在職月数×0.331	25,038,720円 通算 (希望により任期毎) 11,042,160円 通算 (希望により任期毎)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

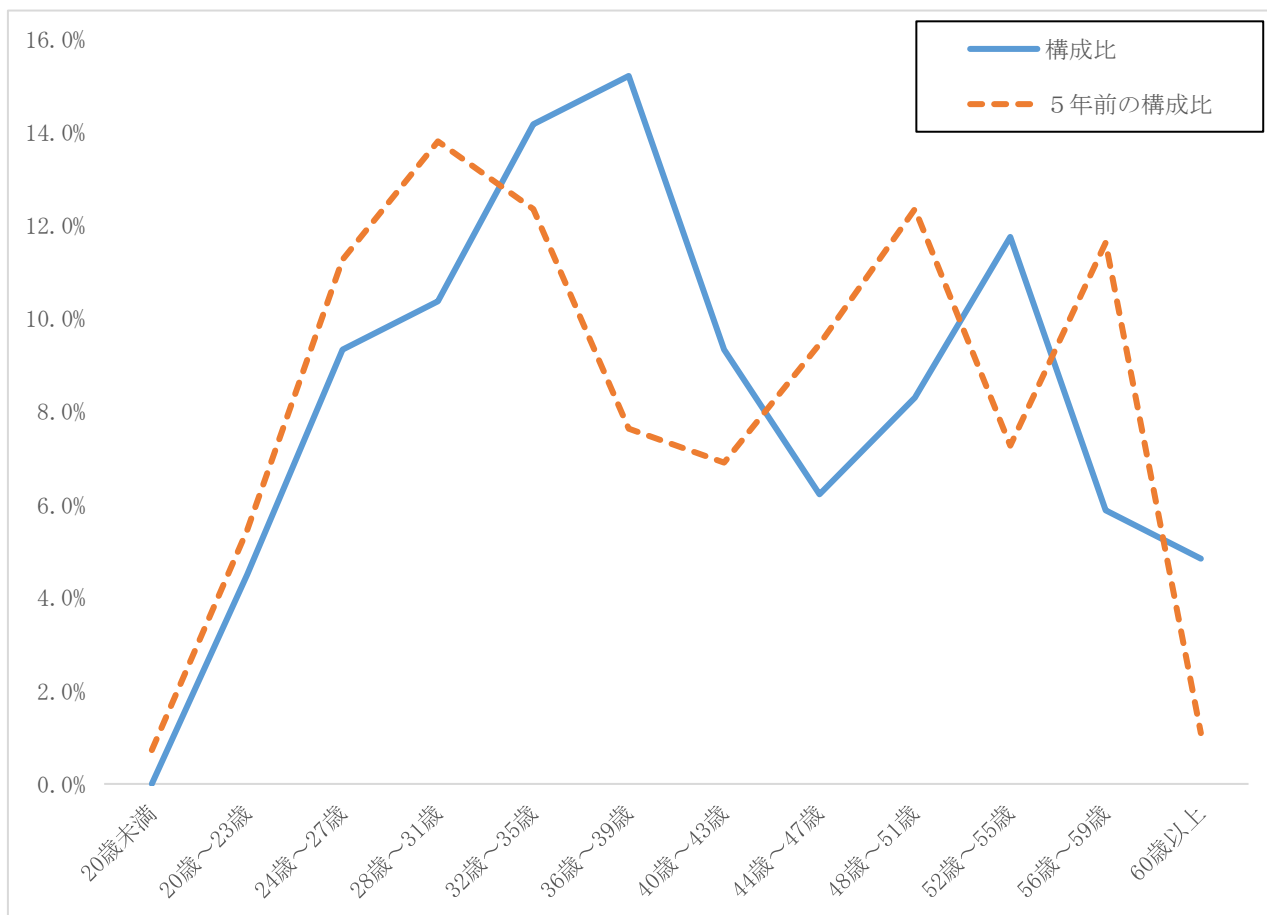
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			令和 5 年	令和 6 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	2	業 務 充 実 を 図 る た め の 増	
		総 務	94	96			
		税 務	15	15			
		民 生	30	30			
		衛 生	26	26			
		労 働	18	18	△ 2	公 益 法 人 へ の 派 遣 終 了 に よ る 減	
		農 水					22
商 工		22					23
土 木				1	業 務 充 実 を 図 る た め の 増		
計	231	232	1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 93.36 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 69.85 人)			
教育部門	25	26	1				
小 計	256	258		< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 103.82 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 89.76 人)			
公 営 企 業 等 計 部 門	水 道	6	6				
	下 水 道	6	6				
	そ の 他	19	19				
	小 計	31	31				
合 計			287 [403]	289 [403]	2 [0]	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 116.29 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	27人	30人	41人	44人	27人	18人	24人	34人	17人	14人	289人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	206	223	223	232	231	232	26 (12.6%)
教育	35	37	35	25	25	26	△9 (△25.7%)
普通会計計	241	260	258	257	256	258	17 (7.1%)
公営企業等会計計	34	33	32	31	31	31	△3 (△8.8%)
総合計	275	293	290	288	287	289	14 (5.1%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 5年度	千円 526,414	千円 132,447	千円 27,546	% 5.2	% 4.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 14,454 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 7	千円 27,362	千円 3,916	千円 10,722	千円 42,000	千円 6,000	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 井 市	49.4歳	325,738円	500,000円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円
事 業 者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,532千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 一月分 一月分 (一)月分 (一)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

長 井 市			市町村（団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	一月分	一月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	一月分	一月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	一月分	一月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	一月分	一月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			—		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 — ）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 11,058千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			一千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			一千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
仙台市	6%	—	6%
東京都特別区	20%	—	20%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,736千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	289千円
支給実績（令和4年度決算）	1,837千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	306千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に 支給される手当 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 ・16歳年度初めから 22歳年度末までの 子につき5,000円を 加算	同じ	—	318千円	159,000 円

住 居 手 当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・ 借家：家賃に応じた額 限度額 28,000円	異なる	支給対象の家賃額の下限 14,000円 (国16,000円)	594千円	297,000 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・ 交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	異なる	【国の制度】 交通用具使用 限度額 31,600円	135千円	45,000 円
単身赴任手当	公署に異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 ・ 基準額 30,000円 ・ 距離区分に応じて加算 (月額最高 70,000円)	同じ	—	0千円	0 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・ 職に応じた定額 83,000円、72,700円、62,300円、51,900円、41,500円、30,100円	異なる	参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	623千円	622,800 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・ 勤務1時間当たりの給料額 $\times 135/100 \times \text{勤務時間数}$	同じ	—	0千円	0 円
夜間勤務手当	正規の労働時間として深夜に勤務した場合に支給 ・ 午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	0千円	0 円
寒 冷 地 手 当	寒冷の地に在勤する職員に支給される手当 ・ 職員の世帯区分に応じた定額 最高 17,800円	同じ	—	368千円	61,300 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 5年度	千円 900,930	千円 7,379	千円 17,330	% 1.9	% 1.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,923 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 6	千円 21,777	千円 3,749	千円 8,727	千円 34,253	千円 5,709	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 井 市	38.2歳	309,683円	518,310円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円
事 業 者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 井 市	市町村（団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,455千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一月分 一月分 (一)月分 (一)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

長 井 市			市町村（団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	一月分	一月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	一月分	一月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	一月分	一月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	一月分	一月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			—		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 — ）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 4,406千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			一千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			一千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
仙台市	6%	—	6%
東京都特別区	20%	—	20%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

平成18年4月1日から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,514千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	419千円
支給実績（令和4年度決算）	3,999千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	667千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に 支給される手当 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 ・16歳年度初めから 22歳年度末までの 子につき5,000円を 加算	同じ	—	473千円	157,667 円

住 居 手 当	貸家・借間に居住する職員に支給される手当 ・ 借家：家賃に応じた額 限度額 28,000円	異なる	支給対象の家賃額の下限 14,000円 (国16,000円)	0千円	0 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給される手当 ・ 交通機関利用運賃相当額 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用通勤距離区分に応じた定額 限度額 31,300円	異なる	【国の制度】 交通用具使用 限度額 31,600円	371千円	61,767円
単身赴任手当	公署に異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 ・ 基準額 30,000円 ・ 距離区分に応じて加算 (月額最高 70,000円)	同じ	—	0千円	0 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当 ・ 職に応じた定額 83,000円、72,700円、62,300円、51,900円、41,500円、30,100円	異なる	参事級、課長級の一部、主幹級の手当が異なる	0千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給される手当 ・ 勤務1時間当たりの給料額 $\times 135/100 \times \text{勤務時間数}$	同じ	—	0千円	0 円
夜間勤務手当	正規の労働時間として深夜に勤務した場合に支給 ・ 午後10時～午前5時 100分の25	同じ	—	0千円	0 円
寒 冷 地 手 当	寒冷の地に在勤する職員に支給される手当 ・ 職員の世帯区分に応じた定額 最高 17,800円	同じ	—	392千円	65,267 円